

農業委員会の現状

組織

1. 農業委員会（農業者の代表として公選により選出された農業委員を中心に組織された市町村の行政委員会）

- 農業委員会数 3,223(未設置は37市区町村)
- 平均農業委員数 18.4人(うち選挙委員は 13.8人)
- 平均職員数 3.3人(うち専任職員は 1.8人)
- ・選挙委員は公選制
- ・選任委員は地区内の農業協同組合及び農業共済組合の理事等並びに議会の推薦者から市町村長が選任
- ・農業委員一人当たりの平均年報酬は約29万円（平成12年度）

- 農業委員会の一般選挙は3年ごとに実施。
投票実施委員会の割合は近年、約1割。

表-1 農業委員会・農業委員等の推移 (単位；人、千円、%)

	55年	60年	2年	7年	10年	11年	12年
農業委員会数	3,316	3,289	3,272	3,243	3,235	3,223	3,223
農業委員数	65,940	64,080	62,524	60,917	60,052	59,702	59,254
うち選挙委員数 (伸び率)	47,977 (100)	46,842 (98)	46,057 (96)	45,177 (94)	44,687 (93)	44,643 (93)	44,340 (92)
選任委員数	17,963	17,238	16,467	15,740	15,365	15,059	14,914
委員のうち女性委員	41	40	93	203	479	977	1,081
うち選挙委員数	26	25	53	69	123	224	249
選任委員数	15	15	40	134	356	753	832
1委員会当たり	19.9	19.5	19.1	18.8	18.6	18.5	18.4
うち選挙委員数	14.5	14.2	14.1	13.9	13.8	13.9	13.8
平均年報酬(千円)	154	187	227	272	286	284	286
職員数	11,138	10,967	11,184	11,054	10,938	10,860	10,760
うち専任職員数	7,468	7,161	6,661	6,536	6,188	6,088	5,853
農地主事	2,275	2,493	2,633	2,626	2,231	1,930	
1委員会当たり	3.4	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

表-2 農業委員会選挙の有権者数、投票実施委員会数及び投票率の推移

(単位；人、%)

統一選挙実施年度	昭和62年度	平成2年度	平成5年度	平成8年度	平成11年度
農業委員会数	3,280	3,272	3,246	3,240	3,223
選挙対象委員会数	2,243	2,235	2,222	2,221	2,215
対象割合 / %	68.4	68.3	68.5	68.5	68.7
有権者数(人)	7,799,578	7,310,100	6,724,813	6,552,249	6,075,037
投票実施委員会数	339	215	188	209	219
投票実施率 / %	15.1	9.6	8.5	9.4	9.9
投票率	85.0	82.9	84.5	80.9	79.9

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

2 農業委員の定数等

(1) 現状

ア 農業委員は特別職の地方公務員（非常勤）であり、選挙による委員（選挙委員）と選任による委員（選任委員）から構成。

イ 選挙委員の定数

以下の基準に従い10から40人までの間で条例で定める。

a 20人以下（農地面積が1,300ha以下又は基準農業者数が1,100人以下）

b 30人以下（a c 以外）

c 40人以下（農地面積が5,000ha超かつ基準農業者数が6,000人超）

（注）基準農業者数とは、農家世帯数と農業生産法人の合計数をいう。

ウ 選任委員の数

a 農業協同組合、農業共済組合から組合ごとに推薦された理事又は経営管理委員各1人

b 議会が推薦する学識経験者 5人以内

エ 平成14年7月の統一選挙結果の概要

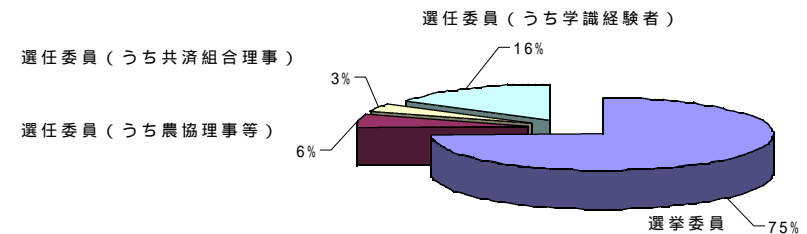
委員数	11年	60,184人	14年	58,511人(2.8%)
女性委員	11年	977人	14年	2,166人(+121.7%)
認定農業者	14年	8,322人		

表-3 市(区)町村における農業委員会の委員定数等(平成12年)

農業委員会数		3,223
選挙すべき委員の 定数別農業委員会数	10~15人	2,334
	16~20人	712
	21~25人	77
	26~30人	84
	31~35人	6
	36~40人	10
農業委員数(合計)		59,254
選挙委員	定数	45,012
	現在数	44,340
選任委員	現在数	14,914
	農協理事等	3,407
	共済組合理事	2,050
	学識経験者	9,462

注：選任委員の現在数については、農協理事等と共済理事を兼任している者がいるため、合計が一致しない。

図-1 農業委員の選出状況(農業委員数)



(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

(2) 農業委員定数見直しの取り組み事例

Y県・Y市農業委員会

平成13年4月に、Y市農業委員会委員定数及び選挙区検討委員会を設置し、6回にわたって検討を実施。検討委員は、農協、共済組合、土地改良区の代表各1名、認定農業者、女性農業者、各選挙区代表と議会推薦代表の農業委員各2名の計20名。

検討では、Y市の昭和35年から現在までの経営耕地面積、基準農業者数、農家戸数の推移と現状を分析するとともに、農業委員会の業務の内容について検証を行った。

その結果、農業を取り巻く情勢が複雑多様化する中で農業委員数も現状維持すべきとの意見もあったが、昭和35年当時に比べ、経営耕地面積、基準農業者数、農家戸数が半減していること等を踏まえ、選挙委員定数を30人から28人に削減することとなった。

なお、選挙区(5)は、法律に規定されている農地面積、基準農業者数を満たしているため現状維持とすることとして農業委員会に報告した。

M県・N市農業委員会

農業委員会総会で、選挙区と委員定数の問題を具体的に検討することとし、農業委員から7人の検討委員(選挙委員代表3人、選任委員代表4人 農協・共済・市議2人)を選出して特別委員会を設置することを決定した。

13年4月から9月にかけて5回の検討委員会を開催し、2000年度農業センサスによる基準農業者数、農地面積の状況や推移の分析、県内の各市の動向調査の実施、農業委員の活動状況などを含めて検討を重ねて、選挙委員定数を18人から16人に変更、選挙区を3選挙区から2選挙区に変更することの検討結果を取りまとめ、農業委員会に報告した。

農業委員会は検討結果を市長に具申し、12月定例市議会で選挙区と委員定数の条例改正が行われた。

(3) 農業委員の年齢別構成

農業委員の年齢別構成は、60～64歳の委員数が最も多く約15,500名で委員総数の26%を占めているものの、39歳未満は404名で、委員総数の1%に満たない。

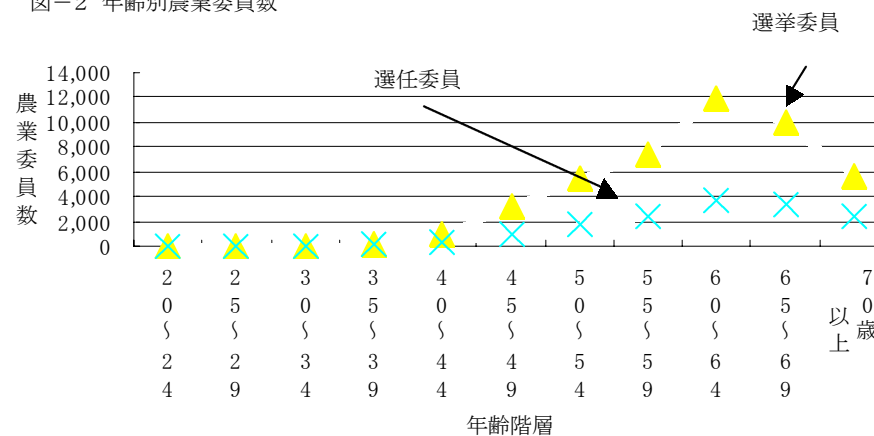
選挙委員に限ってみると、60歳以上の割合は61%を占めている。

表-4 年齢別農業委員数(平成11年)

	計	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
選挙委員	44,652	1	12	45	220	904	3,186
選任委員	15,050	2	6	22	96	299	911
合計	59,702	3	18	67	316	1,203	4,097

50～54	55～59	60～64	65～69	70歳以上
5,436	7,437	11,837	9,973	5,601
1,799	2,341	3,719	3,370	2,485
7,235	9,778	15,556	13,343	8,086

図-2 年齢別農業委員数



(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

3 農業委員会の設置状況等

設置基準

ア 農地面積が法定面積（北海道360ha、都府県90ha）を超える市町村は必置。

イ 著しく大きい市区町村（区域面積24,000ha超、区域内農地面積7,000ha超）は、2以上に分けておくことができる。

（注）政令指定都市は区ごとの設置が原則であるが、区域内農地面積が1,600ha未満であるなどの市にあっては、市ごとに設置（12の政令指定都市のうち7が複数設置）

ウ 農業委員会に、法令業務に係る事務を処理するため農地部会を置く。ただし、20人以下の農業委員会にあっては、農地部会を置かない。

設置状況

ア 農業委員会数 3,223（未設置は37市区町村）

イ 農地部会等設置している委員会数
190（未設置は3,033委員会）

ウ 事務局を設置している委員会数
2,991（未設置は232委員会）

エ 年間会議開催数は、のべ39,016回（1農業委員会当たり12.1回）

表 - 5 市（区）町村における農業委員会の設置状況（平成12年）

市（区）町村数		3,252		
農業委員会数		3,223		
部 別 農 会 の 委 設 置 状 況	設置していない委員会数		3,033	
	設 置 し て い る	計	190	
		農地部会のみ設置	5	
	農 地 部 会 以 外 も 設 置	農地部会以外も設置	1部会	185
			2部会	167
			3部会以上	14
	事務局設置状況別		有	2,991
農業委員会数		無	232	
会 議 開 催 数	総 会	計	35,400	
		農地部会の有無	有 798 無 34,602	
	農地部会		2,163	
	その他の部会		1,453	
	計		39,016	
	1農業委員会当たり平均開催回数		12.1	

（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

農地面積別の農業委員会数

ア 100haを超える農業委員会数は3,060委員会（全体の95%）
さらに300haを超える農業委員会数は、2,664委員会（83%）
となっている。なお、100ha以下の農業委員会数は163委員会とな
っている。

イ 法定必置面積未満で設置されている農業委員会は137委員会（うち
北海道は12委員会）。（平成11年10月現在）

図 - 3 農地面積規模別農業委員会数（平成12年）

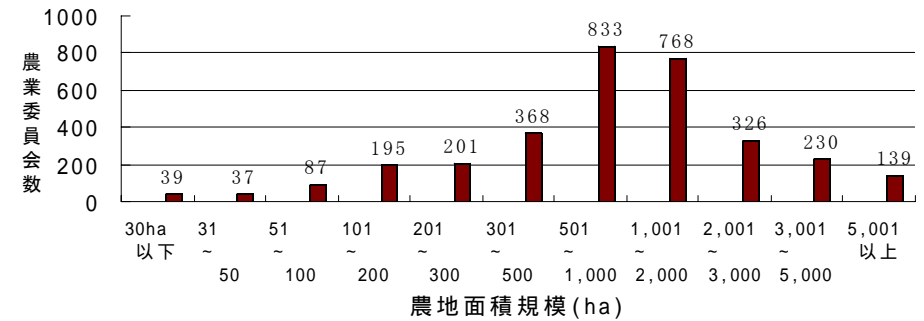
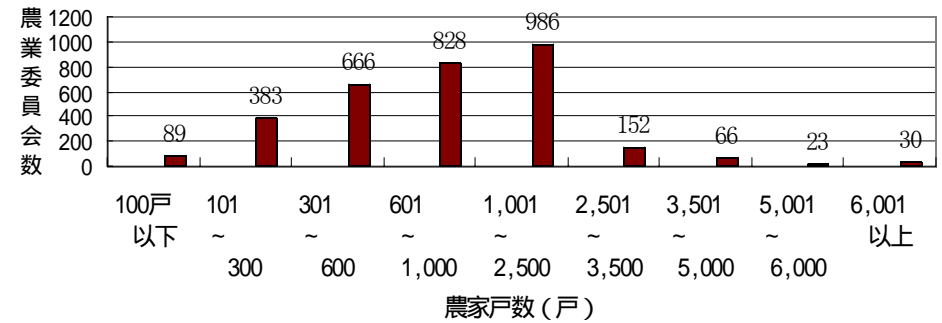


図 - 4 農家戸数別農業委員会数（平成12年）



（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

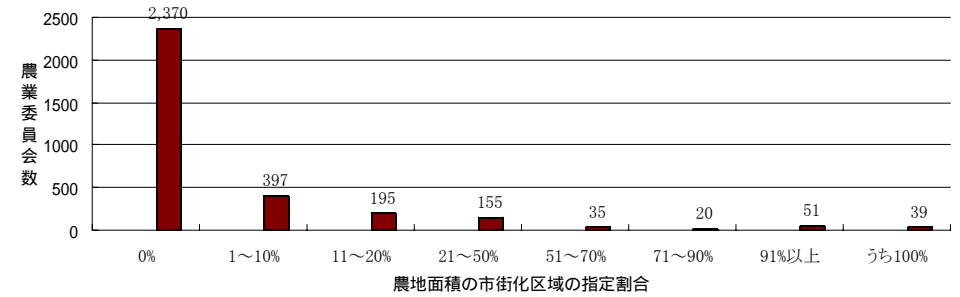
農家戸数別の農業委員会数

農家戸数101戸以上2,500戸以下で設置されている農業委員会
が2,863委員会、全体の約9割を占めている。なお、100戸以
下で設置されている農業委員会数は89委員会となっている。

農地面積の市街化区域の指定割合別農業委員会数

市街化区域指定が無い農業委員会が2,370委員会で全体の約7割を占める。一方、全区域が市街化区域で設置されている農業委員会数は39委員会となっている。

図 - 5 農地面積の市街化区域の指定割合別農業委員会数（平成12年）



（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

4. 農業委員会の廃止等

農業委員会の廃止手続き

小規模農業委員会を廃止又は複数の農業委員会を設置していた市町村がその一部を廃止する場合には、農業委員会等に関する法律第3条第6項の規定に基づき、必要事項を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知することになっている。

平成8年度以降、廃止された農業委員会数は10農業委員会となり、また、市町村合併により減少した農業委員会数は13委員会となっている。

(注)平成12年度に新潟市に吸収合併された黒崎町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定に基づく特例により、合併後、新潟市黒崎農業委員会として存続したが、選挙による委員の任期満了に合わせて、平成14年度、新潟市農業委員会に統合され、廃止になった。

表 - 6 廃止された農業委員会の推移と市町村合併の状況

	廃止農業委員会	市町村合併		
		新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成8年度	北海道鹿部町			
平成11年度	東京都檜原村 愛知県西枇杷島町 石川県白峰村 北海道恵山町	篠山市 (兵庫県)	篠山町、西紀町、 丹南町、今田町	新設
平成12年度		新潟市 (新潟県)	新潟市、黒崎町	編入
		西東京市 (東京都)	田無市、保谷市	新設
平成13年度	長崎県崎戸町	潮来市 (茨城県)	潮来町、牛堀町	編入
		さいたま市 (埼玉県)	浦和市、大宮市、 与野市	新設
		大船渡市 (埼玉県)	大船渡市、三陸町	編入
平成14年度	神奈川県逗子市 愛知県富山村 沖縄県浦添市 新潟県新潟市黒崎	さぬき市 (香川県)	津田町、大川町、 志度町、寒川町、 長尾町	新設
		久米島町 (沖縄県)	仲里村、具志川村	新設
計	10	8	22	新設5、編入3

(農林水産省構造改善課調べ。)

5. 市町村合併の動向と市町村行政の広域化

(1) 平成12年12月1日の「与党行財政改革推進協議会」における方針を踏まえて、平成17年3月までに市町村合併後の自治体数を現在の約3,000から1,000とする目標が掲げられ、市町村合併が積極的に推進されている。

(2) 市町村行政の広域化の要請に対応し、市町村の合併を円滑にするための当分の間の特例措置として、「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年3月29日施行、平成17年3月31日限り失効の時限法)により、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の任期等について、特例措置が講じられている。

表 - 7 市町村合併の進展の状況等

(単位：委員会、人)

年 度	市町村数	委員会数	備 考
昭和 26	10,137	11,006	「昭和大合併」 昭和28年の町村合併促進法及び31年の新市町村建設促進法により、昭和28年から36年までに、市町村数はほぼ3分の1に減少。
29	8,928	9,885	
32	3,866	3,925	
37	3,460	3,524	
40	3,392	3,450	
45	3,280	3,330	
50	3,257	3,318	
55	3,255	3,316	
60	3,253	3,289	
2	3,245	3,272	
7	3,234	3,243	
11	3,229	3,223	
12	3,229	3,223	
13	3,226		

(注) 1. 市町村数には特別区を含まない。(農林水産省構造改善課調べ。)

合併協議会設置状況(平成14年9月1日現在)

法定協議会 104(418市町村)

(参考)平成14年7月1日現在

法定協議会 95(384市町村)

任意協議 129(556市町村)

研究会等その他 394(1,555市町村)

計 618(2,495市町村)

(3) 法定協議会設置市町村の状況

平成14年9月1日現在における市町村合併に係る法定協議会の設置数は103であり、関係する市町村数は418である。(注)

(注) 総務省が公表している法定協議会設置数は、平成14年9月1日現在104となっているが、T市ほか2市2町による法定協議会が6月22日に2市2町によるものになっているため103とした。

また、関係市町村数418については、2市町が2つの法定協議会に参加していることから、重複がある。

今後、法定協議会に即して市町村合併が行われた場合には、市町村合併後の平均農地面積、平均農家戸数は、それぞれ950ha、1,000戸から3,900ha、4,000戸と4倍の規模の市町村となるとみられる。

法定協議会設置関係市町村の合併前における農地面積規模別の分布状況は、500ha以下が3割強、501haから1000ha以下と合わせると7割弱となっている。

合併後(推計)においては、3000haを超える農地面積規模となる市町村が、6割弱を占めることになる。

法定協議会設置関係市町村の選挙による農業委員の定数別の分布状況は、20人までの定数を定めている農業委員会がほとんどであり、その中でも最下限の10人としている農業委員会は3分の1を占めている。

表-8 法定協議会設置市町村に係る合併前後の状況

区分	合併前	合併後(推計)
市町村数	416	103
平均農地面積	948ha	3,869ha
平均農家戸数	958戸	3,968戸
平均農業委員数	19人	-
選挙委員	14人	-
選任委員	5人	-

(注) 農地面積等の数値は、経営局構造改善課調査(平成10年10月1日現在)による。

表-9 法定協議会設置関係市町村の農地面積規模別分布状況

合併前 (下段単位：%)

	-90ha	-500ha	-1000ha	-2000ha	-3000h	3000ha超	計
北海道			1			1	2
			50.0			50.0	100.0
都府県	1.2	12.9	14.2	9.2	2.5	1.4	41.4
	2.9	31.2	34.3	22.2	6.0	3.4	100.0

合併後(推計) (下段単位：%)

	-90ha	-500ha	-1000ha	-2000ha	-3000h	3000ha超	計
北海道						1	1
						100.0	100.0
都府県	0	1	7	2.1	1.7	5.6	10.2
	0.0	1.0	6.9	20.6	16.7	54.9	100.0

表-10 法定協議会設置関係市町村の選挙委員定数別分布状況

(下段単位：%)

	40人 まで	30人 まで	20人 まで	計		
				16-20人	11-15人	10人
北海道			2			2
			100.0			100.0
都府県	2	1.3	3.9	9.2	1.6	1.4
	0.5	3.1	96.4	22.2	39.1	35.0

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

(4) 市町村合併に伴う農業委員会の取り組み事例

K県S市合併（平成14年4月1日）に伴う農業委員会の取り組みの経緯

平成14年4月1日にK県O郡内のT町、O町、S町、K町、N町の5町が合併、「S市」が誕生した。

農業委員会については、合併協議会における調整で、市町村合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日の統一選挙まで、引き続き新市の農業委員会の選挙委員として在任することとなった。

平成13年2月には、第10回産業経済部会・第3回農業委員会分科会合同会議が開かれ、「農業委員会の選挙区設置について」検討が行われた。その概要と選挙の結果は以下の通り。

合併後1年未満に選挙が行われる新市の農業委員会の概要

農業委員数 37名 選挙委員数 30名 選任委員数 7名

農業委員の選挙区設置について

設置の基準（農業委員会法施行令第5条）

区域内の農地面積500ha以上または基準農家数600以上

委員の配当（農業委員会法第10条の2第3項）

各選挙区における選挙委員の定数は、概ね選挙人の数に比例して条例で定める

表-11 合併前の各町農業委員会の概要

	委員数	選挙委員	選任委員	任期	農家戸数	経営耕地面積
T町	14	10	4	H14/7/19	292戸	165ha
O町	13	10	3	〃	810戸	510ha
S町	20	16	4	〃	1,077戸	620ha
K町	13	10	3	〃	656戸	476ha
N町	16	13	3	〃	1,236戸	773ha
合計	76	59	17		4,071戸	2,544ha

農家数と経営耕地面積は1995年センサス

表-12 5町の経営耕地面積（2000年センサス）と選挙人名簿登録者数

	経営耕地面積	農家戸数	選挙人名簿登録数	委員数の割当
T町	140ha	270戸	982人	3.0
O町	490ha	766戸	1,756人	5.3
S町	564ha	970戸	2,541人	7.8
K町	466ha	622戸	1,657人	5.0
N町	703ha	1,164戸	2,886人	8.8
合計	2,363ha	3,792戸	9,822人	30.0

表-13 平成14年7月7日に実施された「S市」の農業委員選挙の結果

選挙区	選挙委員の定数	立候補者数
第1選挙区（T町・S町）	11人	同左
第2選挙区（O町）	5人	同左
第3選挙区（K町）	5人	6人
第4選挙区（N町）	9人	同左
合計	30人	31人

(5) 広域市町村における取組事例

—— 広域市町村における農業委員協力員の設置事例(A県G市) ——

G市は、昭和22年の市制施行以来、10度にわたる編入・境界変更によって、16村・2地区が市域に入り広域化された市である。

このため、農業委員会についても市内を6地区に分けて地区事務所を置き、市農業委員会事務局から駐在職員が配置されている。

農政活動に関しては、市内を31地区に分けて、各地区に農政推進委員会(会長は当該地区の選挙による農業委員)が設置されるとともに、農業委員の協力員として耕作の確認などを行う農政推進委員が配置されている。

農政推進委員は269人で市長と農業委員会会長で委嘱

農家30~40戸を1単位として配置し、任期は3年

農政関係の情報伝達順序は、市内6地区事務所 推進委員地区役員 推進委員 農家で届くようになっている

所管は農業委員会

業務

- ・農業経営・農家生活改善の啓発普及
- ・地域農業者間の連絡調整
- ・農業施策実施への協力
- ・地域農業振興への積極的なかわり

費用弁償

手当年額 24,500円 / 1人

業 務

法令の規定により専属的な権限とされている法令業務及びそれ以外の任意業務を行う。(農地部会(又は総会)の平均年間開催回数は約12回)

1. 法令業務

(1) 業務内容

農地法に基づく農地の権利移動の許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定等農地の利用関係の調整等に関すること。

食料・農業・農村基本法制定以降、新たな法令関係業務が追加。

- ・株式会社形態の導入に伴う農業生産法人制度の見直しにおいて、その担保措置として農業委員会への定期報告、勧告・あっせん等の業務を追加【12年の農地法一部改正】
- ・中山間地域等直接支払い制度の集落協定に関連した農業委員会の耕作放棄防止の取り組みと農地のあっせん活動【12年度】
- ・構造改革特区における農業委員会の関与【14年度導入予定】

(2) 法令業務の処理件数

法令業務の処理件数は、全体として減少傾向にあるが、農業経営基盤強化促進法に基づく業務の割合が増加している。

- ・ 処理件数 60年 788千件(100%) 12年 593千件(75.3%)
- ・ 利用率(農業経営基盤強化促進法関係)の構成比率
60年 19.4% 12年 36.1%

表 - 14 農業委員会の業務の処理件数

	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成11年		平成12年	
	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比	処理件数	構成比
農地法	767,456	88.8	635,522	80.7	620,734	81.1	454,421	74.1	381,131	66.1	379,122	63.9
第3条	382,537	44.3	315,314	40.0	256,786	33.6	160,471	26.2	132,714	23.0	130,596	22.0
第4・5条	338,916	39.2	279,006	35.4	318,093	41.6	258,466	42.2	213,572	37.0	211,184	35.6
第20条	46,003	5.3	41,202	5.2	45,855	6.0	35,484	5.8	34,845	6.0	37,342	6.3
農業経営基盤強化促進法	96,845	11.2	152,476	19.4	144,323	18.9	158,626	25.9	195,647	33.9	214,112	36.1
合 計	864,301	100.0	787,998	100.0	765,057	100.0	613,047	100.0	576,778	100.0	593,234	100.0

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

任意業務

		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成10年	平成11年
農委	農地等の利用関係のあっせん等(1号)	処理委員会数	2,278	1,757	1,617	1,059	860
		処理件数	26,003	21,297	14,821	9,808	10,423
法第	農地の交換分合等のあっせん等(2号)	処理委員会数	753	421	770	690	1,124
		処理件数	6,584	3,257	21,996	23,679	23,308
六条第二項	農業・農村に関する振興計画の樹立及び実態の推進に関する事項(3号)	実施委員会数	1,763	1,376	2,501	2,331	2,316
		うち: 単独	100	92	131	100	82
		共同			713	419	340
		協力			1,571	1,631	1,489
農業生産の推進、農業経営の合理化に関する事項(4号)	実施委員会数	1,601	1,373	2,683	2,659	2,657	
	うち: 単独			561	546	525	
	共同			1,257	1,316	1,288	
農業生産、農業経営に関する調査及び研究(5号)	実施委員会数	1,709	1,445	2,895	2,801	2,792	
	うち: 単独			1,000	1,012	965	
農業及び農村に関する事項についての啓もう、宣伝(6号)	実施委員会数	2,937	2,739	2,965	2,875	2,853	
	うち: 単独	429	569	1,247	1,269	1,310	
	共同	2,043	1,792	1,842	1,619	1,605	
同条第三項	意見の公表	実施委員会数	444	331	217	158	149
		回数	857	707	443	339	263
建議	実施委員会数	839	670	653	557	594	
	回数	1,247	929	831	646	679	
答申	実施委員会数	998	858	544	283	221	
	回数	2,007	2,104	1,485	855	858	

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

処理件数の状況（法第6条第1項）

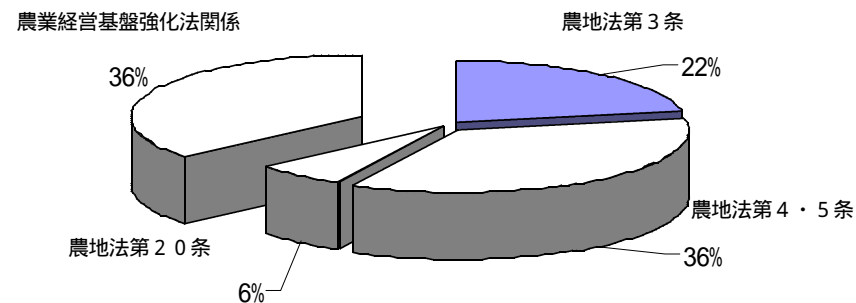
- ア 農地法、その他の法令によりその権限に属させた農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法及び特定農山村法によりその権限に属させた事項
- イ 土地改良法、その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合、これに属する事項
- ウ その他の法令によりその権限に属させた事項

表 - 15 法第6条第1項関係事務（農地法及び農業経営基盤強化促進法関係）
処理件数（平成12年）

処理件数		593,234
農地法関係	第3条	130,596
	第4・5条	211,184
	第20条	37,342
農業経営基盤強化促進法関係		214,112

- 注) 3条：農地法第3条の権利移動の制限（許可、不許可、届け出件数）
4・5条：農地法第4、5条の転用制限（許可、届け出件数）
20条：農地法第20条の賃貸借解約等の制限（許可、不許可、通知件数）

図 - 6 処理件数の状況（農地法・農業経営基盤強化法）



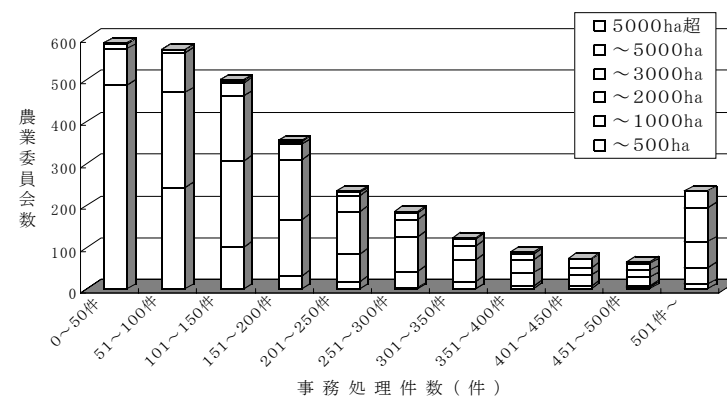
「農地の移動と転用」による。

規模別処理件数（都府県）の状況（法第6条第1項）

農地面積規模500ha以下の農業委員会は、年間事務処理件数が100件以下の割合が高く、500ha超～1,000ha以下の農業委員会は50～250件の処理件数に集中している。

また、500件を超える処理件数の農業委員会は、2,000haを超える農地面積の農業委員会の割合が高くなっている。

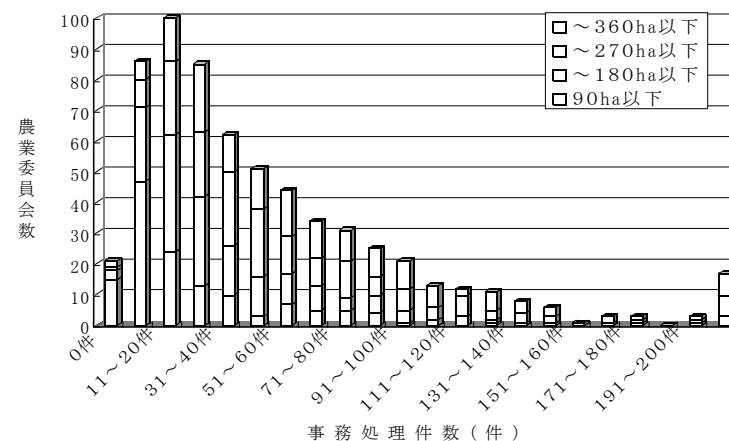
図 - 7 法第6条第1項関係事務に係る規模別処理状況（平11，都府県）



農地面積が360ha以下の比較的規模の小さい農業委員会の事務処理件数は、11～40件に該当する農業委員会が最も多い。

また、90ha（法定必置）以下の小規模農業委員会における事務処理件数は20件までに該当する農業委員会が多くなっている。

図 - 8 360ha以下の農業委員会における法第6条第1項関係事務に係る規模別処理状況（平11，都府県）



（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

2. 任意業務

農業者の代表である農業委員で構成されていること、法令業務を通じて「土地と人(経営)」に関するノウハウを蓄積していることを活かし、次のような農地の流動化、担い手の育成等構造政策の推進を中心とした業務を行っている。

ア 農地等の情報を一元的に整備・管理し、これを基にして優良農地の保全、担い手への農地の利用集積等の農地関係業務の円滑な実施。

イ 認定農業者への農用地の利用集積に向けたあっせん・調整活動、農業関係機関・団体の実践活動総合調整等の実施。

ウ 簿記記帳・青色申告など農業者の経営知識の普及・指導、農業者年金、農地関係の税金等を中心とした相談活動の実施。

活動内容

(1) 農地関係

主な事業	内 容
農地に関する情報基盤の整備	農地関連業務を円滑に実施するための基礎的資料である、農地基本台帳(農地・農家についての資料)及び地図情報を整備・電子化し、農地の管理、有効利用等を促進する。
農地流動化地域総合推進事業(利用調整支援事業)	認定農業者からの利用権の設定を受けたい旨の申出及び農地移動適正化あっせん事業に基づく権利移動のあっせん

(2) 経営体の育成・経営指導

主な事業	内 容
農業経営管理能力向上支援事業	経営管理能力の向上を図るため、認定農業者等を対象として、簿記記帳・青色申告の講習活動等を行う。

・農業者年金業務

(内容) 農業者年金加入資格者の認定、経営移譲年金の受給資格者の認定等の業務を行う。

・農地保有合理化促進事業

(内容) 担い手農家への農用地等の集積による規模拡大を促進するため、都道府県農業公社が買入れ、又は借入、規模拡大農業者に売渡し又は貸付ける。

3. 農業委員会の活動事例

《 担い手への農地の利用集積の推進 》

Y県・I町農業委員会

農作業受託を含めた農地の利用状況を集落単位に農地利用現況図として整理し、その現況図を活用した集落での合意形成活動を推進し、認定農業者等への農地利用の面的集積を図っている。

T県・H町農業委員会

農業者と膝を交えた集落座談会・相談会を開催し、農業委員が能動的に農地流動化の趣旨の徹底と今後の農業経営の意向調査結果を踏まえた利用権設定の働きかけを積極的に行い、認定農業者等への農地の利用集積を促進している。

S県・I町農業委員会

全農家に対する農業経営意向調査を実施するとともに、水稻共済台帳と農地基本台帳とのチェックにより、農地の掘り起こし活動を徹底して、利用権設定面積を2年間で倍増（62％→105％）させた。

また、担い手不足地域の農地利用の受け皿として、JA出資の農業生産法人を設立している。

T県・N町農業委員会

毎年稲作の収穫が終わる時期に町内7カ所(旧村単位)で「移動農地銀行」を開設し、認定農業者等への農地の利用集積についての合意形成や利用権設定の事務手続きの相談等を行っている。

O県・G町農業委員会

N市やI市に在住する不在村の農地所有者に対し、農業委員会が出かけて農地相談会を行っている。

パソコンで地積図を示して所有農地の場所や面積の確認、担当地区の農業委員が事前調査してきた現在の農地の状況等を説明し、農地の利用権設定等の相談を行っている。

《 農地の保全、遊休・耕作放棄地の解消 》

M県・U町農業委員会

農閑期の12月に「農地耕起の日」を設定し、住民総参加で遊休農地の耕起作業を実施。農業委員会、町、JA等で構成する遊休農地活用検討委員会が中心となり、毎年重点地区を決め、関係者が一斉に耕起作業をするよう呼びかけている。

耕起後は展示ほ場として新規作物や景観作物を栽培したり、認定農業者への農地集積をするなど有効活用に結び付けている。

I県・U町農業委員会

遊休農地現況調査（平成8年より実施）で毎年、遊休農地が増加していることが明らかになり、11年度から遊休農地解消運動を実施。

町単独事業「遊休農地等畑地活用推進事業」（農業委員会が認定した遊休農地に作付けを条件に耕作者に10万～1万円を交付）を創設するとともに、遊休農地現況図を作成し、遊休農地の所有者（145人）の意向調査を実施し、貸付希望を確認し、農地の利用権設定を行っている。

K県・H市農業委員会

農振農用地の現地調査により荒廃農地57㌃を確認。解消対策の一環として、市民から「農地整備ボランティア」を募集し、農業委員や地元農業者と共に荒廃農地の草刈りと耕起を行い、サツマイモと落花生を植え付け、福祉施設や幼稚園に掘取りをしてもらい活動をPRしている。

また、市民ボランティアと農業委員との意見交換会を実施し、今後の農業のあり方や農地の管理について話し合いを行っている。

S県・K市農業委員会

全農家に対する意向調査をもとに、農用地一筆毎の情報を地図上に表し、遊休・耕作放棄地の解消を最重点課題として、農業委員が戸別訪問により、所有者による耕作の再開や認定農業者等への利用集積を推進している。

《《 認定農業者を中心とした地域の担い手への支援 》》

Y 県・S 市農業委員会

認定農業者等の支援を充実させるためには農業者に一番身近な農業委員の力が必要との考えで、農業経営改善支援センターの事務局を市農林課から農業委員会事務局へ設置替えするよう市長に要請し、平成10年度に実現。

農業委員とJA各支所の担当者、支援チームの連携で認定農業者等への農地利用集積、再認定への誘導、掘り起こし活動を実施するとともに、農業委員と認定農業者との交流会も毎年実施している。

I 県・A 町農業委員会

農業委員会の日常活動において、農業への新規参入者に対する支援を実施。

特に、農地確保において農地所有者や集落との間に入り、仲介役としての機能を積極的に果たしている。

K 県・A 町農業委員会

認定農業者制度のPRや農地利用集積、複式簿記の記帳指導を農業委員会が一手に引き受け、町の担い手対策をリードしている。認定農業者等の経営改善の基礎となる簿記の記帳講習会は毎月一度開催し、受講修了者のなかには既に農家を指導できる人も育っている。

K 県・T 町農業委員会

農業委員個々の認定農業者の掘り起こし目標を設定し担当集落で推進活動を展開し、11年度に50人の新規認定農業者を確保。

また、各農業委員が担当する認定農業者を月1回訪問し、経営改善計画の達成を図る上での課題等について意見交換を実施するとともに、毎月第1火曜日に農業委員による「農家相談室」を設け、農地を中心とした色々な相談に対応している。

《《 地域の世話役としてのきめ細かな活動 》》

H県・O市農業委員会

農業委員が担当地域の集会や各種相談会・説明会、または戸別訪問など、地域や農家に足を運ぶいわゆる「出前活動」の取り組みを積極的に推進している。

地域の世話役としての開かれた相談窓口としての認識と姿勢のもとに農業者の声を汲み上げる活動を行っている。また、出前活動で把握した農業・農村現場の課題や問題点は、建議や意見として公表し、解決に向けて取り組んでいる。

N県・N市農業委員会

家族経営協定の推進のための女性農業者との懇談会を開催し、そこでの意見を踏まえて、家族経営協議の締結の指導を盛り込んだ建議書を市長に提出し、市をあげての家族経営協定の推進を図っている。

その結果、これまでに23組が協定書を締結するとともに、女性の農業者年金加入にも結び付けている。

K県・F市農業委員会

「行政と農家の“橋渡し役”」として、農業委員がキメ細かく現場の声を聞き、それを取りまとめて行政への建議・要請活動を行っている。

その結果、「条件不利地域担い手助成金交付事業」などの地域の実態に即した制度・施策の創設に努めている。

O県・T市農業委員会

農業委員が学校・PTAと協力し、地元小学生の食農教育として、小学校の稲作体験学習（学習田活動）、地元中学校の授業で農業経験や地域の歴史などを生徒に話し、食べ物と農業のきずな、命の大切さを伝える活動などを行っている。

また、小学校の先生や給食調理員を対象にした「農業みてあるき」や学校教育田のあり方の意見交換会を開いている。

K県・N市農業委員会

市に対して地場産米の学校給食導入の建議を行うとともに、農業委員会自らが教育委員会や農協等に働きかけ、市内の小学校、幼稚園で地元産米を使用した米飯給食をスタートさせた。

さらに、児童と生産農家の交流、農作業体験、日本型食生活の普及などの取り組みに結び付けている。

《《 農地情報等の的確な把握・活用体制の整備 》》

T 県・ S 市農業委員会

農地地図システムの導入で、無断転用の防止に向けた農地の現況確認への活用や、意向調査で得られた情報（規模拡大や離農意向）を地図上に色分け表示し、視覚的にわかりやすい資料を作成・提供することで、認定農業者等への利用権設定へ向けた取り組みに大きな役割を果たしている。

I 県・ M 町農業委員会

農地基本台帳の電子化で、相続・分筆等農業委員会を経由しない情報も適切に管理できるようになり、各種会合で使う統計資料や耕作者名簿の作成が可能となった。

また、出入り作も多数あるため、関係市町村との情報連携、出作先の実態把握など広域的な農地情報の管理にも効果を上げている。

M 県・ K 町農業委員会

農地の有効利用を図るため、農地基本台帳及び農地地図を電子化し、農地情報の一元管理に努めている。

農家意向調査等の結果を利用して「後継者不在農地分布図」「遊休農地分布図」等を作成し、集落座談会等で農家の理解を得ながら担い手への農地利用集積活動に威力を発揮している。

4. 農業委員会交付金

(1) 交付金(法律補助)

ア 法令業務に要する経費で委員、職員に要するもの(法第2条第1項)

イ 法令業務に要する経費で農地等の利用関係に関する調査、資料の整備に要するもの(政令第1条)

(配分基準)

- a 農業委員会数 (3割)
- b 農家戸数 (2割5分)
- c 農地面積 (2割5分)
- d 特別の事情 (2割)

(2) 補助金(予算補助)

農業委員会が行う農地利用、経営の合理化等に関する調査等各種事業に対し補助金を交付

表 - 16 農業委員会交付金の推移

(単位;百万円)

昭和60年	平成2年	平成7年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
14,810	14,810	14,810	13,625	13,329	13,062	12,795